

## はじめに

いじめは、児童の教育を受ける権利を奪い、心身の成長や人格形成に深刻な影響を与えるものである。また、いじめは児童の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれもあり、決して許されない。いじめは、暴力、虐待、ハラスメントなど同様に社会全体の課題であり、大人の差別的、攻撃的な言動が子どもに影響を与えることもある。

一人でも多くの子どもをいじめから守るためには、大人が人権感覚をもち、「いじめは絶対に許されない」という意識と、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という現実を理解し、自分事として対応していくことが必要である。また、学校で起こったいじめを、子どもたち自身が「他人事」ではなく「自分事」としてとらえ、安心して自分の夢や志に向かって力を発揮できるような学校づくりを進めていく必要がある。

本校では、「自ら学び、仲間と共に伸びる人間性豊かな野市東小学校の子どもを育てる」を教育目標に掲げている。この実現のためには、いじめを断じて許さず、全教職員が一体となって対応するという強い信念と行動が不可欠である。

この基本方針は、いじめの防止、早期発見、適切な対応、再発防止を総合的かつ効果的に推進することを目的としており、「香南市いじめ防止基本方針（令和7年3月改定）」に基づいて策定されたものである。

## 第1章 いじめの定義

いじめかどうかの判断は、「けがをさせたからいじめだ」「嫌がっていないからいじめじゃないだろう」と形式的・表面的にとらえるのではなく、いじめられた児童の立場に立って、子どもの表情や様子を丁寧に観察し、みんなで考えることが必要である。

「いじめ」には、冷やかしゃやかからかい、SNSでの誹謗中傷など様々な形がある。「心身の苦痛を感じているかどうか」は本人が自覚していない場合もあるため、言葉だけで判断するのではなく、丁寧な確認が必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情を丁寧に調査し、児童の感じる被害感に注目して判断する。「物理的な影響」には身体的な被害だけでなく、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを強制されたりする行為も含まれる。

いじめの判断や認知は、担任のみで行うのではなく、「学校いじめ対策組織」において情報共有し、組織的に判断する。なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいても、本人がそのことを知らずにいれば苦痛を感じない場合もあるが、加害行為として指導は必要である。

犯罪行為として早期に警察に相談・通報すべきものも含まれており、被害児童の意向に配慮しつつ、警察と連携した対応を平時から準備しておく。

## 第2章 いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものであり、特別な子にだけ起こるものではない。特に、言葉や態度による「暴力を伴わないいじめ」は多くの児童が経験しており、被害と加害の立場が入れ替わることもある。暴力を伴わないいじめでも、繰り返されたり、多数から集中的に行

われたりすることで、生命や身体に危険を及ぼす深刻な問題となる。

2021年7月に国立教育政策研究所が公表した生徒指導支援資料から、小学生の約8割が仲間外れ・無視・陰口といった暴力をとまなわなないじめの経験者であることが明らかになった。加害、被害経験ともに減少傾向にあるものの、小学生の加害経験は69%であった。

いじめは、加害と被害の関係だけでなく、学級の雰囲気や集団の構造、はやし立てたり傍観したりする児童の存在とも関係している。いじめを許容しない空気をクラス全体でつくることが重要である。

### 第3章 いじめの防止等のための組織等

本校は、いじめ防止対策推進法第22条および香南市いじめ防止基本方針に基づき、「野市東小学校いじめ防止対策委員会（以下、「委員会」という。）」を設置し、いじめの防止等に関する対策を計画的かつ組織的に行う。

#### （1）組織の役割

本委員会は、学校におけるいじめの未然防止、早期発見、事案への迅速な対応を図るための中核となる組織である。いじめの疑いがある場合には、教職員からの報告を受け、情報を記録・集約し、事実関係を把握したうえで、組織的に対応を行う。

また、学校いじめ防止基本方針の策定・見直し、校内研修の計画と実施、いじめの対応におけるPDCAサイクルの推進なども担う。加えて、児童や保護者への説明・啓発など、学校全体におけるいじめの防止に関する取組の推進役を果たす。

#### 【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、安心・安全な学校環境づくりを進める。
- ・児童の自己肯定感や関係づくりの力を育む教育活動を推進する。

#### 【早期発見・事案対処】

- ・いじめの兆候や相談を教職員が把握しやすくする体制を整える。
- ・児童・保護者・地域からの相談や通報の窓口としての役割を果たす。
- ・いじめの疑いがある場合には、緊急会議を開き、アンケートや聞き取り等を通じて事実確認を行い、迅速に判断・対応する。
- ・被害児童への支援と加害児童への指導、保護者との連携も組織的に進める。

#### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・いじめ防止に関する年間計画を作成し、校内研修等を実施する。
- ・取組内容が計画通りに実施されているかを点検し、必要に応じて見直す。
- ・情報共有の手段や内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように）を明確にし、教職員が報告しやすい仕組みを整える。

#### （2）組織の構成員

本委員会は、校長、教頭、生徒指導担当、人権教育主任、養護教諭、スクールソーシャルワーカー（SSW）を中心に構成し、必要に応じて心理・福祉など専門的知識を持つ関係者を加える。いじめ事案において関わりの深い教職員も随時加わる。

#### （3）組織運営上の留意点

本委員会は、未然防止・早期発見・事案対応を確実に機能させるため、学級担任や教科担任など、児童と日常的に接する教職員が中心となって構成される。また、柔軟な対応が可能となるよう、外部

専門家の助言も得ながら、会議体を工夫し、迅速に運用できる体制を整える。  
重大事態への対応においても、本委員会を母体とし、必要に応じて香南市から「緊急学校支援チーム」等の支援を要請するなどして調査・対応を行う。

#### 第4章 いじめ防止のための取組

##### (1) 学校づくり・授業づくり

- ・児童が安心して学校生活を送ることができるよう、安全・安心な教育環境を整え、規律ある学校生活を基本に、すべての児童が活躍できる学校づくりを行う。
- ・「居場所づくり」「絆づくり」をキーワードに、児童同士が互いに信頼関係を築けるよう支援する。
- ・すべての児童が授業に参加し、自分の考えを出し合える学習環境をつくる。わかる授業、学び合いの授業を目指して、授業改善を図る。
- ・教科の観点だけでなく、生徒指導の視点からも授業を見直し、全教職員が協力して「伝わる」「学びが深まる」授業づくりに取り組む。
- ・発言や対話の機会を大切にし、互いの考えを尊重する学級づくりを進める。
- ・保幼小中の連携により、心の育ちと学力向上を一体的に図る取組を推進する。
- ・「ふわふわ言葉（思いやりのある言葉）」を増やし、「ちくちく言葉（人を傷つける言葉）」を減らす活動を通して、言葉を大切にすることを育む。

##### (2) 集団づくり・児童理解

- ・児童一人一人に居場所と役割がある学級づくりを進め、自信と自己有用感を育む。
- ・多様性を認め合う人間関係の構築を通して、いじめを許さない学級・学校風土を児童と共に築く。
- ・障害のある児童や特別な配慮を必要とする児童に対する理解を深め、配慮あるかわりができるようにする。
- ・児童の行動を日常的に観察し、背景にある心情や人間関係に着目して支援を行う。
- ・学級活動や道徳、特別活動などを通して、自己理解・他者理解を深める機会を設ける。

##### (3) 児童の意見を反映した取組の実施

- ・運営委員会が年度当初にいじめ防止に関する年間のテーマを代表委員会に提案し、各学級で具体的な取組を話し合う。その結果を代表委員会で発表・共有し、いじめ防止活動や啓発活動に反映させることで、児童の意見を学校全体の取組に生かしていく。
- ・取組の進捗については代表委員会で定期的に報告・話し合いを行い、継続的な実践につなげる。年度末には活動の成果と課題を振り返り、次年度のテーマや取組の方向性について話し合う。

○令和7年度は、運営委員会が代表委員会に提案したテーマ「友達と仲よくするために大切なこと」に基づき、各学級で話し合われた具体的な取組をもとに、いじめ防止活動を継続的に実施する。

##### (4) 家庭・地域との連携

- ・学校だよりや個人懇談、行事などを通じて、いじめ防止に関する情報を積極的に発信し、保護者と意識を共有する。
- ・いじめの未然防止・早期発見のために、家庭や地域とも連携し、相談しやすい環境づくりを進める。
- ・学校運営協議会や地域の見守り活動、登下校の安全指導など、地域ぐるみでの児童の育ちを支える体制を整える。

#### (5) 自己有用感・道徳性の育成

- ・「誰かの役に立っている」「必要とされている」という自己有用感を児童が感じられるようにする。
- ・道徳の時間などを活用して、「命の大切さ」「他者を思いやる心」「いじめをしない、許さない心」を育てる。
- ・児童一人一人のよさや成長を認め、教職員全体で温かく見守る姿勢を共有する。
- ・児童には、いじめは重大な人権侵害であることを伝えるとともに、発達段階に応じて、下学年には「相手の心が傷つくこと」「友達を大切にすること」等の理解しやすい言葉で指導し、上学年には、場合によっては刑事罰や損害賠償責任につながることを、具体的な事例を交えて伝える。

#### (6) 教職員の研修と共通理解

- ・校内研修や事例検討を通して、いじめに関する理解と対応力を高める。
  - ・いじめを未然に防ぐ教育活動や、起きた場合の適切な対応について教職員間で共通理解を図る。
  - ・いじめ防止に対する学校の方針を明確にし、教職員が一丸となって対応する姿勢を示す。
- 以上のような取組を通して、いじめを未然に防ぎ、すべての児童が笑顔で安心して過ごせる学校づくりを進めていく。

### 第5章 いじめの早期発見・早期対応

#### (1) 児童の変化に気づく力の向上

- ・いじめの初期段階で対応するためには、教職員が児童の変化に敏感であることが重要である。
- ・登校状況、表情、言動、交友関係、学習態度など、日々の生活の中での変化を丁寧に見取り、早期発見につなげる。
- ・気になる児童の様子は、速やかに職員間で情報を共有し、対応を協議する。

#### (2) 気づきを共有する校内体制

- ・些細な兆候も見逃さず、個人で抱え込まずに委員会へ報告・相談することを徹底する。
- ・担任だけで判断せず、複数の視点での確認を行う体制を整える。
- ・学校としていじめに関する情報共有の方法と範囲を明確に定め、迅速な対応を図る。

#### (3) 児童・保護者が相談しやすい環境づくり

- ・児童が安心して相談できるよう、日頃から信頼関係を築き、担任や養護教諭への声かけを促す。
- ・保健室や相談室の活用を進め、教職員全体が相談窓口となる意識を持つ。
- ・学校だより等で、相談先や相談方法を保護者にも周知する。

#### (4) 定期的なアンケートと聞き取り

- ・学期ごとに実施するアンケートを通して、児童の不安や悩みを把握する。
- ・気になる回答があれば、必要に応じて個別に聞き取り調査を行い、対応を検討する。
- ・アンケートや聞き取り結果は、委員会で共有し、いじめの有無を慎重に判断する。

#### (5) ICTの活用と地域との連携

- ・いじめに関するアンケートや記録にICTを活用し、情報の蓄積と活用を図る。
- ・アンケートはICTを活用し、集計・分析結果を学校全体で共有する。また、情報共有の手順や報告経路をマニュアル化し、全職員に徹底する。
- ・地域の見守り活動と連携し、学校外での様子についても情報収集できる体制を整える。

児童の小さなサインを見逃さず、速やかに共有し対応することで、いじめの深刻化を防ぎ、児童の安心・安全な学校生活を守る。

## 第6章 PTA や地域の関係団体との連携

### (1) 保護者との連携と啓発

- 学校行事や学級懇談、家庭訪問などの機会を通して、いじめ防止に関する理解を深め合う。
- 学校だよりやお知らせ等で、いじめに関する情報や対応方針を発信し、家庭と共に防止体制を築く。
- 相談窓口や緊急時の連絡体制を周知し、保護者が学校と連携しやすい環境を整える。

### (2) 地域と連携した安全・安心な環境づくり

- 地域の見守り活動や登下校の立哨など、安全な生活環境づくりに協力してもらう。
- 学校運営協議会などでいじめ防止の取組について話し合い、地域ぐるみの支援体制を強化する。
- 地域行事等を通じて、児童と地域住民のつながりを深め、孤立を防ぐ。

### (3) PTA との協力体制

- PTA と連携して、児童が安心して過ごせる学校づくりに取り組む。
- いじめ問題に関する研修や講演会の企画・実施など、啓発活動を共同で行う。
- 保護者からの意見や提案を積極的に受け止め、柔軟に学校運営に活かしていく。

### (4) 関係機関との連携

- いじめ対応が困難な場合には、関係機関（児童相談所、警察、医療機関、法務局等）と連携し、適切に対応する。
- 日頃から連絡体制を確認しておき、迅速な対応が取れるようにする。
- 必要に応じて専門的な助言を受け、児童への支援に活かす。

学校・家庭・地域・関係機関が一体となって、児童の健やかな成長を支え、いじめを未然に防ぐ地域社会の実現をめざす。

## 第7章 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義と判断

- いじめによって生命や心身、財産に重大な被害が生じた場合、または相当期間の欠席が続いた場合などは、「重大事態」として判断する。
- 事案発生時は、速やかに管理職が状況を確認し、教育委員会へ報告するとともに、学校いじめ防止対策委員会で協議する。

### (2) 調査の実施と組織体制

- 重大事態の調査は、学校が設置する調査組織が主体となり、当該事案に応じて適切な構成員（心理・福祉・医療などの専門家を含む）を加える。
- 本校のいじめ防止対策委員会を母体とし、必要に応じて香南市より「緊急学校支援チーム」等の支援を受ける。

### (3) 調査の進め方と配慮事項

- 被害を受けた児童やその保護者への丁寧な説明と同意のもとに調査を進める。
- 調査においては、関係児童・保護者への聞き取り、記録の収集、校内での状況把握などを適切に行う。
- 調査中および調査後も、被害児童の安全と心のケアに十分配慮する。

### (4) 調査結果の提供と対応

- 調査の結果は、被害児童およびその保護者に適切に伝えるとともに、再発防止に向けた対応を明確

にする。

- ・いじめが解消されたかどうかは、慎重に判断し、必要に応じて継続的な経過観察を行う。
- ・重大事態に関わる情報は慎重に扱い、プライバシーの保護に努める。

重大事態に対しては、組織的かつ迅速・適切な対応をとるとともに、被害児童の心身の安全を最優先とし、学校全体で寄り添い支援していく。

## 第8章 その他の留意事項

### (1) 継続的な点検と見直し

- ・本方針に基づく取組の実施状況について、年に1回以上、学校いじめ防止対策委員会で点検・評価を行う。
- ・点検の結果をもとに、必要に応じて方針の見直しや改善を行う。
- ・点検結果や見直し内容については、教職員間で共有し、取組の質の向上につなげる。

### (2) 教職員の共通理解と責任の明確化

- ・いじめの対応は、全教職員の共通理解と協力のもとで行われるべきものである。
- ・学級担任だけでなく、教科担任や養護教諭、事務職員を含むすべての教職員が、いじめの早期発見と未然防止に努める。
- ・役割分担と責任の所在を明確にし、連携を図りながら対応にあたる。

### (3) 人権教育と道徳教育の充実

- ・日常の教育活動の中で、人権を尊重する態度を養う取組を継続的に行う。
- ・道徳の時間や学校行事などを通じて、思いやりや規範意識を育てる。
- ・教職員自身も人権感覚を高め、児童の模範となるよう努める。

### (4) 記録の適切な保存と管理

- ・いじめに関する情報や対応の記録は、プライバシーに十分配慮しつつ、適切に保存・管理する。
- ・事案の経緯や対応内容を記録として残すことで、継続的な支援や再発防止につなげる。
- ・保存期間や記録方法については、市の規定や指導を踏まえ適正に取り扱う。

以上の事項を踏まえ、本校ではいじめの未然防止、早期発見・対応、再発防止に向けて、全校体制で取組を推進する。

## おわりに

いじめは、児童の尊厳を著しく傷つけ、生命や心身の成長に重大な影響を及ぼす行為である。本校では、いじめは決して許されないという認識のもと、未然防止、早期発見、的確な対応、再発防止に全力で取り組んでいく。

いじめの防止には、学校だけでなく、家庭や地域、関係機関との連携が不可欠である。児童一人一人が自他の命を大切にし、安心して生活できる学校づくりを目指し、全教育活動を通じて、いじめのない社会の実現に向けて努力を続けていく。

令和7年12月策定